

令和元年12月10日宣告 裁判所書記官 山本 祥幹

平成31年(わ)第504号, 第1119号, 令和元年(わ)第1874号

判 決

本 籍

住 居

Y

昭和49年 月 日生

上記の者に対する強盗(予備的訴因 暴行, 窃盗), 強盗未遂, 建造物侵入, 窃盗, 詐欺被告事件について, 当裁判所は, 検察官吉田直樹, 同大町裕哉及び弁護人(国選)柳本哲亨各出席の上審理し, 次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役4年6月に処する。

未決勾留日数中180日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は,

第1 窃盗の目的で, 平成31年1月7日頃,

株式会社代表取締役

A の看守する大阪府門真市

の同社門真営業所事務所建物

敷地内に, その出入口シャッターを開けて侵入し, さらに, その頃, 同所に隣接する同市 の同人の看守する前記営業所倉庫内に, その出入口の施錠を解いて侵入し, その頃, 前記建物及びその敷地内並びに前記倉庫内において, 同人管理のマルチラインレーザー等13点(時価合計約59万5080円相当)を窃取した,

第2 窃盗の目的で, 平成31年1月12日頃, 前記 A の看守する前記事務所建物敷地内に, その出入口シャッターを開けて侵入し, その頃, 同所において,

同人管理の油圧ポンプ等7点（時価合計約3万7千2600円相当）を窃取した、
第3 平成31年1月16日午前11時35分頃から同日午前11時47分頃までの間に、大阪府吹田市 の

B 方において、同人（当時45歳）が手に持つ同人所有又は管理の現金約4万3000円及び国民健康保険被保険者証等17点在中の長財布1個（時価合計約2000円相当）を取ろうと考え、同財布を引っ張り、取り返そうとする B ともみ合う中でその身体を手で押して転倒させる暴行を加え、同人に同財布から手を放させ、同所にあった別の同人所有の長財布1個（時価約2000円相当）を手に取り、さらに、同人に追いすがられて自己の着衣を引っ張られるとこれを振り払う暴行を加え、前記長財布2個を手にとって同人方から逃走し、前記長財布2個を窃取した、

第4 建設機械器具等のレンタル会社から借用名目で溶接機等をだまし取ろうと考え、平成31年1月19日、大阪府摂津市 の

株式会社摂津支店において、同店従業員 C に対し、真実は、交付を受ける溶接機等を返却する意思はなく、売却して換金する意図であるのにそのことを隠し、あたかも返却期限までに返却するかのように装って、溶接機等4点の借用を申し込み、同人にその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記溶接機等4点（時価合計約3万6千2081円相当）の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた、

第5 金品を強奪しようと考え、平成31年1月24日午後2時12分頃、大阪府摂津市 の3階から4階に至る階段において、ブランド品等買取店従業員の D （当時29歳）に対し、いきなりその顔面等に催涙スプレーを噴射する暴行を加え、その反抗を抑圧して、同人が被告人からのブランド品等買取代金として所持していた現金81万円在中の紙袋を強奪しようとしたが、同人がその場から逃走したため、その目的を遂げなかった

ものである。

(証拠の標目)

[括弧内の番号は、証拠等関係カードにおける検察官請求の証拠番号を示す。]

判示事実全部について

被告人の当公判廷における供述

判示第1, 第2の事実について

被告人の検察官調書(乙13)及び警察官調書(乙11, 12)

(甲34, 35)及び(甲39)の各警察官調書

作成の被害届(甲32)

捜査報告書(甲40)

電話聴取書(甲41)

写真撮影報告書(甲30)

実況見分調書(甲29)

判示第1の事実について

作成の被害届(甲31)

捜査報告書(甲53)

判示第2の事実について

捜査報告書(甲33)

判示第3の事実について

の検察官調書(甲4)

作成の被害届(甲1, 不同意部分を除く。)

捜査報告書(甲2)

写真撮影報告書(甲3)

実況見分調書(甲5から7まで。甲5, 6はいずれも不同意部分を除く。)

判示第4の事実について

被告人の検察官調書(乙16)及び警察官調書(乙14, 15)

(甲 4 4, 4 5), (甲 4 6) 及び (甲 5 0) の各
警察官調書

作成の被害届 (甲 4 2)

捜査報告書 (甲 4 7)

写真撮影報告書 (甲 4 3)

現場指紋, 足痕跡等採取報告書謄本 (甲 4 8)

現場指掌紋確認通知書謄本 (甲 4 9)

捜査関係事項照会書謄本 (甲 5 1)

捜査関係事項照会回答書 (甲 5 2)

判示第 5 の事実について

被告人の警察官調書 (乙 9, 1 0)

の警察官調書 (甲 2 1, 2 2)

捜査報告書 (甲 1 2 から 1 5 まで, 1 7, 1 9, 2 6, 2 7 - 謄本, 2 8)

写真撮影報告書 (甲 1 1, 2 4)

実況見分調書 (甲 1 0, 2 0)

鑑定嘱託書謄本 (甲 1 6)

鑑定書 (甲 1 8)

捜査関係事項照会回答書 (甲 2 5)

(判示第 3 について主位的訴因を認定せず予備的訴因を認定した理由)

- 1 判示第 3 についての主位的訴因は, 被告人は, 判示第 3 の日時場所において, B に対し, 「金品を強取しようと考え, その身体を布団の上に押し倒し, 毛布を掛けて押さえ付けるなどの暴行を加え, 同人の反抗を抑圧して, 」判示第 3 に記載の各金品を「強取した」というもの (強盗) である。弁護人は, 主位的訴因の公訴事実に記載の暴行の事実を否定し (ただし, 予備的訴因の公訴事実に記載の「手でその身体を押して B を転倒させる」暴行の限度では積極的には争わない。), B の反抗を抑圧したとはいえないとして強盗の成立を争い, 予備的訴

因（暴行、窃盗）の限度で犯罪が成立するにとどまると主張し、被告人も概ねこれにそう供述をする。当裁判所は主位的訴因である強盗罪の成立を認めず、予備的訴因である暴行、窃盗罪の成立を判示の限度で認めたのでその理由を説明する。

2 B は、捜査段階において、主位的訴因のと通りの暴行を同人方寝室の布団の上で受けて財布を奪われた旨を供述する（なお、B は精神障害のため公判期日において供述することができないと判断し、同人の検察官調書（甲4）を採用した。）。

被告人は、当公判廷において、布団の上にお互い膝立ちとなった体勢で B から財布（現金等在中のもの）を取り上げ、自分の後ろポケットに入れると、それを取り返そうとする B を手で避けるなどしてもみ合う中で B を押したと思う、別の財布も取り、逃げようとしたが、B に玄関で追いつかれ服の袖をつかまれたので、下に振り払うとともに B を押して逃走した、布団の上で B を押したときに B が倒れた記憶はあり、玄関で押したときは B が倒れたかどうかはわからない、布団を B にかぶせてのしかかる行為をした記憶はないと最終的には供述する。

3 B は、布団の上に押し倒され毛布をかぶせられて押さえ付けられる直前に、被告人がズボンのチャックを開けて陰茎を見せ、息を荒げて B の呼び名を言うなどしたことも事実経過として供述している。布団の上に押し倒し毛布をかぶせて押さえ付ける行為のときにも、被告人が性的な意味で興奮していたようにも理解される供述をしている。このような供述内容は、B の姉に当たる妻を亡くしたばかりという被告人の精神状態を踏まえても、弁護人の指摘するように犯行の経緯としてやや唐突なものであることは否定できない。精神障害のためやむを得ないことではあるものの、反対尋問によってこのような疑問点のある B の供述の信用性が確かめられているものでもない。他方、被告人の前記供述は、その内容に特段の不合理な点はなく、財布を取りあってもみあいになるなどして押した経緯などはごく自然なものとして納得のいくものである。B の供述は、毛布を

掛けられたことについて客観的なその場の状況等との整合性はあるが、被告人の供述もまた、客観的な証拠に照らして説明の困難な部分はない。B を押したかどうかに関する被告人の公判供述が動揺したことは検察官の主張するように否定することはできないが、強盗の成立を否定しようとする余地といったんは B を押した事実まで否定したという趣旨の被告人の説明を排斥できるほどの材料に欠ける。

B の供述に、被告人の反対趣旨の供述を踏まえてもそれが確実であるといえるほどの高い信用性を認めることはできない。そうすると、B の供述に依拠して事実を認めることは困難であるから、主位的訴因である強盗の成立を認めることはできない。

4 予備的訴因のうち B に追いすがられて着衣を引っ張られたときに「手で B の身体を押して同人を転倒させる」暴行を加えた点については、まず B の供述が、必死で「財布返して」などと言って被告人の腕や服をつかんだが被告人に振り払われた、さらに被告人のコートをつかんで「財布返して」と叫んだが被告人はそのまま振り切って玄関から走って逃げていったというものであつて、玄関の場面で被告人に押されたとか転倒させられたという内容を含んでいない。被告人の公判供述は、玄関の場面で B が転倒したかどうかはわからないというものであるほか、B を押したかどうかについても、具体的には服をつかむ B を振り払う動作に押す行為が入ったのかと思うといったかなりあやふやなものである。そうすると、捜査段階の被告人の犯行再現内容を踏まえても、予備的訴因のうち B に追いすがられて着衣を引っ張られたときに、B と被告人の両名が一致して供述する B の手を振り払う行為をした以上に、被告人が B を押し、転倒させた事実は認めるに至らない。

5 以上の次第で、判示第3に記載の限度で、予備的訴因である暴行、窃盗の成立を認めた。

(法令の適用)

被告人の判示第1, 第2の各所為のうち各建造物侵入の点はいずれも刑法130条前段に(判示第1は包括して評価する。), 判示第1から第3までの各所為のうち各窃盗の点はいずれも同法235条に(判示第1は包括して評価する。), 判示第3の所為のうち暴行の点は同法208条に, 判示第4の所為は同法246条1項に, 判示第5の所為は同法243条, 236条1項にそれぞれ該当するが, 判示第1, 第2の各建造物侵入と各窃盗との間にはそれぞれ手段結果の関係があるので, いずれも同法54条1項後段, 10条により1罪として重い窃盗罪の刑で, 判示第3の暴行と窃盗は1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから, 同法54条1項前段, 10条により1罪として重い窃盗罪の刑でそれぞれ処断することとし, 判示第1から第3までの各罪について所定刑中いずれも懲役刑を選択し, 判示第5の罪は未遂であるから同法43条本文, 68条3号を適用して法律上の減輕をし, 以上は同法45条前段の併合罪であるから, 同法47条本文, 10条により最も重い判示第5の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役4年6月に処し, 同法21条を適用して未決勾留日数中180日をその刑に算入し, 訴訟費用は, 刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は, 被告人が, 元勤務先に2回にわたり侵入し換金目的で工具類等を盗み, 亡妻の妹から財布を盗むとともに暴行をし, 元勤務先と取引実績のある建設機械器具等のレンタル会社から換金意図を隠して借用名目で溶接機等をだまし取り, ブランド品等買取店従業員に催涙スプレーを吹きかけて現金を強奪しようとしたが未遂に終わったという事案である。

元勤務先への2回にわたる侵入窃盗を鍵の保管場所等を知っていたという事情はあるにしても成功させ, 妻の死亡後に世話になっていた亡妻の妹からその意思に反して強引に財布を持ち去り, 元勤務先の従業員である信頼に乗じて複数個の高価な溶接機等を借用名目でだまし取った詐欺が, いずれも相応の非難を免れない内容の犯行である上に, 高価ブランド品の換金を装っておびき出した買取店従業員に対し

催涙スプレーという一定の危険性のある道具を用いて高額の財産的被害の危険を生じさせた強盗未遂の態様は悪質性の高いものである。既遂に至った事件の被害合計額はかなりの高額であるが、一部の被害品が還付されたにとどまり（この中にも被害品を買い取った店側の負担が残っているとみられるものもある。）被害弁償等はされていない。被告人は平成30年12月に妻の死亡した後、その気持ちを埋める存在となった風俗嬢の女性に多額の金を使う中で、さらにそのための金欲しさに犯行を重ねている。妻の死亡した後の気持ちを埋めるためにしても、前記のような悪質性の十分な犯罪行為を繰り返したことについては容易に同情を寄せることができない。被告人にはやや古いが多数の財産犯をしたことによる服役の経験があり、平成28年に犯した強盗致傷、窃盗罪については、懲役3年に処せられながらも5年間刑執行猶予・付保護観察とされて自力更生の機会を与えられていた。それにもかかわらずその期間中に被告人は同種犯罪に及んだのであって、そのことは非難の程度を見る上で重視されるべきものである。

以上のような被告人の犯罪行為は全体として厳しい非難を免れない。このような評価を基礎に、被告人が罪を認めて反省の態度を示していることも踏まえて主文のとおり量刑した。

（求刑 懲役7年）

令和元年12月10日

大阪地方裁判所第12刑事部

裁判官

三輪篤志 